

褒章の種類

種類	内容
紺綬褒章 (こんじゅほうしょう) ※今回対象です。	公益のため私財を寄附した方。 (1,000万円以上の寄附をした団体および500万円以上の寄附をした個人が対象です。)
紅綬褒章 (こうじゅほうしょう)	自己の危険を顧みず人命の救助に尽力した方。
緑綬褒章 (りょくじゅほうしょう)	長年にわたり社会に奉仕する活動 (ボランティア活動)に従事し、顕著な実績を挙げた方。
黄綬褒章 (おうじゅほうしょう)	農業、商業、工業等の業務に精励し、他の模範となるような技術や事績を有する方。
紫綬褒章 (しじゅほうしょう)	科学技術分野における発明・発見や、学術及びスポーツ・芸術文化分野における優れた業績を挙げた方。
藍綬褒章 (らんじゅほうしょう)	・会社経営、各種団体での活動等を通じて、産業の振興、社会福祉の増進等に優れた業績を挙げた方。 ・国や地方公共団体から依頼されて行われる公共の事務(保護司、民生・児童委員、調停委員等の事務)に尽力した方。